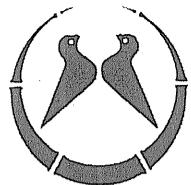


第557号
平成21年12月
2009年



広やわた

ホームページ
<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

平成21年(2009年) 11月1日現在
人口7万4154人 前月比 51人減
男:3万6380人 女:3万7774人
世帯 3万634世帯
動き 出生 61人 死亡 45人
(10月分) 転入 205人 転出 272人

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 FAX(075)982-7988

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています

小春日和に 家族でほのぼの



桜の紅葉が美しい背割堤(11月23日)



12月のカレンダー(予定)

③木	⑩水	⑨火	⑧月	⑦金	⑥木	⑤土	④金	③木	②水	①火
人権相談 (八幡人権・交流センター) 13時～16時	冬休みお楽しみ劇場 (生涯学習センター) 14時～15時30分	天皇誕生日	行政相談 (文化センター2階会議室) 10時～12時・13時～16時 (予約制)	年金相談 (文化センター2階会議室) 10時～12時・13時～16時 (予約制)	男女共同参画社会リーダー養成講座 (八幡人権・交流センター) 13時30分～15時	障がい者週間記念式典 (生涯学習センター) 13時30分～16時	特別支援教育とともに考える集い (市民交流センター) 9時30分～12時	障がい者週間記念式典 (生涯学習センター) 13時30分～16時	人権相談 (八幡人権・交流センター) 13時～16時	障がい児者相談 (男山公民館) 13時～15時

今月の主な内容

平成20年度決算・表彰

年末年始の業務案内(ごみ収集ほか)・
交通規制

医療費の一部負担金減免・労働相談

介護保険・税特集

人権特集(足利事件から)

情報ひろば・あなたも一言

市職員の給与・市職員の募集

4面
5・6面
7面
8・9面
10・11面
12・13面

保健医療(健康診査・新型インフルエンザほか)

14・15面

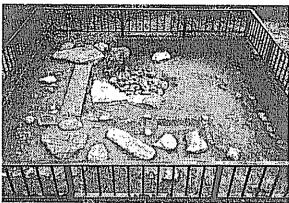
まちの話題(市民文化祭・愛の貯金箱ほか)

16面

やわた考古録

(15)

「2つある松花堂昭乗の遺跡 —松花堂およびその跡—」



市内で唯一の国指定史跡は「松花堂およびその跡」です。松花堂庭園にある茶室の一帯と、石清水八幡宮境内の男山東斜面に、その茶室があった泉坊の跡と共に、1つの史跡に指定された極めて珍しい例です。

境内には東の山腹を埋め尽くさんばかりの数多くの坊舎があり、「八幡大菩薩」と呼ばれた八幡の神に仕える社僧らの生活の場でした。

社僧のひとり松花堂昭乗は、居住していた泉坊の一角に茶室を営みました。この泉坊と、その下段にあった下坊は発掘調査され、史跡として整備されました。3段の平坦面が

あり、最上段の平坦面には泉坊の本堂、中段に書院と茶室の露地の跡が検

出されました。茶室に至る露地は、19世紀後半の絵図「八幡東坊松花堂真図」とよく合致する状態で、雪隠の踏み石や蹲踞、待合の基礎などの跡が良好に残されていました。遺構は、出土したままの地面や石に保存処理をして、露出展示されています。

明治の神仏分離令により境内の仏教施設はことごとく壊されました。茶室と泉坊の書院は、現在の松花堂庭園に移築されました。神仏習合の八幡宮にあった豊かな文化の証として、奇跡的に残ったこの文化財を、さらに長く後の世に伝えていきたいものです。

◇ふるさと学習館（八幡第四小学校内）☎972-2580◇
開館：午前9時30分～午後4時30分（月曜・祝日は休館）

市役所の窓口業務は、12月29日（火）から1月3日（日）まで休みです。年末は窓口が込み合いますので、届出等は早めにお願いします。また年末にかけて各家庭の大掃除などにより、ごみが大量に出されることが予想されます。各地域の年末年始のごみ収集日を確認ください。

年末年始の業務案内

▽燃やすごみ、燃やさないごみ

年末年始のごみの収集は表1と表2のとおりです。

▽大型ごみ（予約・持ち込

み）

▽資源物（空き缶・紙パック・ペットボトルなど）

▽燃やさないごみ（表2）

ごみ収集

警備員室で受け付けします。年始は1月4日（月）から業務を開始します。

◆問い合わせ 市民課

上下水道の故障修理

○12月28日（月）午後6時～1月1日（金・祝）午前8時

※両病院とも当番日以外も

小児救急当直を実施。

日（日）の故障・修理は美

濃山浄水場☎981-3255へ連絡してください。

なお、開閉栓業務は行いま

せん。

※都市再生機構の賃貸住宅

にお住まいの人は☎06-6969-2151へ、分譲

住宅の人はそれぞれの管理事務所へ。

※収集もれの場合は収集口から確認のうえ、翌日（土日・祝日の場合は翌開院日）に連絡してください。

○年始は12月28日まで受け付け、1月4日（月）から

収集します。

○年始は12月28日まで受け付け、1月4日（月）から

後3時まで受け付け、28日（月）まで収集します。

○年始は12月25日（金）午後3時まで受け付け、28日（月）まで収集します。

○年始は12月25日まで受け付け、1月4日（月）から

後3時まで受け付け、28日（月）まで収集します。

△休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日（木）から1月3日（日）まで、各日とも午前11時30分～午後5時30分。

診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側☎983-33001

△小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

△田辺中央病院（京田辺市田辺中央6-1-6☎0774-74-63-1111）

△宇治徳洲会病院（宇治市小倉町春日森86-1☎0774-20-1111）

△八幡市休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日（木）から1月3日（日）まで、各日とも午前11時30分～午後5時30分。

診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側☎983-33001

△小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

△田辺中央病院（京田辺市田辺中央6-1-6☎0774-74-63-1111）

△宇治徳洲会病院（宇治市小倉町春日森86-1☎0774-20-1111）

△八幡市休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日（木）から1月3日（日）まで、各日とも午前11時30分～午後5時30分。

診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側☎983-33001

△小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

△田辺中央病院（京田辺市田辺中央6-1-6☎0774-74-63-1111）

△宇治徳洲会病院（宇治市小倉町春日森86-1☎0774-20-1111）

△八幡市休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日（木）から1月3日（日）まで、各日とも午前11時30分～午後5時30分。

診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側☎983-33001

△小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

△田辺中央病院（京田辆市田辺中央6-1-6☎0774-74-63-1111）

△宇治徳洲会病院（宇治市小倉町春日森86-1☎0774-20-1111）

△八幡市休日応急診療所

年末年始の診療日は、12月31日（木）から1月3日（日）まで、各日とも午前11時30分～午後5時30分。

診療科目は、内科・小児科、歯科です。場所は市役所北側☎983-33001

△小児救急医療

次の病院が当番制で夜間・休日の小児救急患者に対応します。

△田辺中央病院（京田辆

環境マネジメント 市民監査員を募集

市役所や小・中学校、幼稚園、保育園等に出向き、環境に関する取り組みを聞

在勤者で、事前研修を含め、環境に関する取り組みを聞

◆問い合わせ 市民監査員を募集する監査員を募り組んでいます。この取り組みの監査員として、環境問題の専門家に加えて市民や市の事業者にも市民

△募集対象・人数 環境問題に興味のある市内在住の方

△事前研修 平成22年1月後5時

△問い合わせ 環境保全課

介護予防のための元気講座

～口腔ケア講座～

高齢者に多い肺炎の一つに誤嚥性肺炎があります。これは食べ物や飲み物が正しく飲み込めず、気管に入り込むことが原因です。この機会に口腔ケアの方法や口や舌の体操などを学習しませんか？

日 時 12月7日(月)、8日(火)午後1時30分～3時30分(2日連続)
場 所 文化センター3階・講習室5
対 象 60歳以上の市民で介護予防に関心のある人
員 師 20人・参加無料
申 込 申込み 齢科衛生士 和田美登里氏
12月4日(金)までに電話で健康推進課へ

◆問い合わせ 市民監査員を募集する監査員を募り組んでいます。この取り組みの監査員として、環境問題の専門家に加えて市民や市の事業者にも市民

△減免の期間 原則3ヶ月を期限としますが、新たな申請により3ヶ月延長することができます。ただし同一世帯で年間6ヶ月まで。

※保険料を滞納している場合は対象となりません。

△手続き 申請書に特別な理由を証明する書類(り災・破産証明書・無職証明書・収入証明書等)を添えて提出してください。

△手順 窓口の支払い(医療費の一部負担金)が困難になったとき、支払額を減額または免除したり、支払いを延期したりできる場合があります。

医療費の一部負担金 減免や支払い延期に

区分	免除・減免・徴収猶予
災害等により重大な損害を受け、被保険者が死亡または身体に著しい障害を受けたとき	免除
収入額(※)が生活保護基準額を下回るとき	月1万円を超える額を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額(※)を加算した額を下回るとき	月1万円を超える額の10分の7を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額を加算した額の110%を下回るとき	月1万円を超える額の10分の5を減額
収入額が生活保護基準額に実質自己負担相当額を加算した額の120%を下回るとき	徴収の延期

※収入額は申請前3ヶ月の平均実収入額。

※実質自己負担相当額とは高額療養費相当分を除いた額。

消えるまで ゆっくり火の元にらめっ子

(2009年度全国統一防火標語)

消防団が年末特別警戒

認しましょう。家の周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。

問い合わせ 消防本部

無料労働相談 受け付け中

◆連絡先 労働相談フリー
ダイヤル(府内限定) 120・786・604

【弁護士による特別労働相談(要予約)】

△日時 每月第3木曜日、午後1時～4時

【非正規労働ほつとライン】

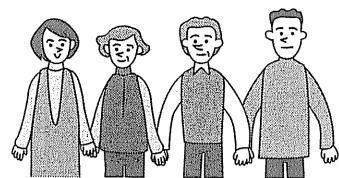
（社会保険労務士による労

働相談）

△日時 毎週土曜日、午前9時～午後5時(午後1時～2時は除く)

△日時 月～土曜日、午前9時～午後5時(午後1時～2時は除く)

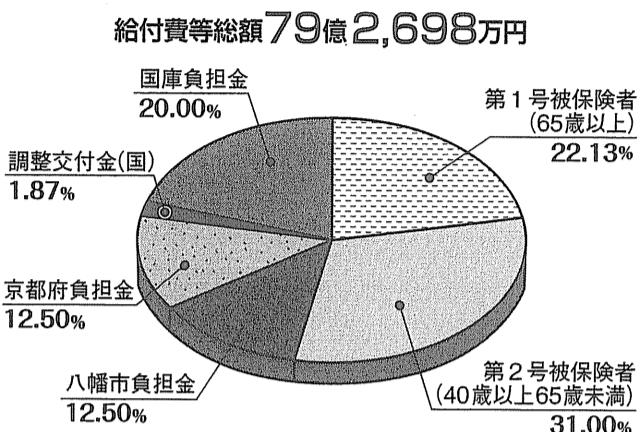
みんなで支える介護保険



介護保険は、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときにサービスを利用できる制度です。平成12年度から始まり、3年を1期として市町村ごとにたてた介護保険事業計画を見直すことになっています。今回、第3期介護保険事業を中心にまとめましたので報告します。

第3期介護保険の財源

訪問介護や通所介護、通所リハビリ、介護保険施設の入所などの介護保険サービスを利用したとき、費用の1割を利用者が負担し、残りの9割を介護保険の財政から、給付費として負担します。給付費の総額は、第2期(平成15年度～17年度)が67億7,541万円、第3期が79億2,698万円でした。第2期と第3期を比べると11億5,157万円増えています。



グラフは、第3期(平成18年度～20年度)の3年間の給付費の額と、その財源内訳を示しています。

介護保険の費用は、保険料と公費(税金)で賄われています。保険料と公費の負担割合は、それぞれ原則50%です。保険料は、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に分かれます。公費は、国、府、市で負担割合が決まっています。国は25%、府と市がそれぞれ12.5%です。国の負担には、国庫負担金(20%)と調整交付金(5%)の2種類があります。このうち調整交付金の5%の基準は、市町村ごとの高齢化率などで全国的な調整があり、市の第3期の場合、1.87%となっています。

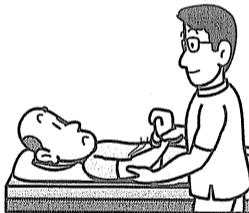
給付費の実績

<表1>給付費の実績

年 度	居宅サービス等費	施設サービス費	財政安定化基金拠出金	合 計	上昇率
合 計	38億7,230万円	40億4,608万円	860万円	79億2,698万円	
20年度	13億6,798万円	13億9,315万円	287万円	27億6,400万円	4.5%
19年度	12億7,228万円	13億7,046万円	286万円	26億4,560万円	5.1%
18年度	12億3,204万円	12億8,247万円	287万円	25億1,738万円	2.4%

*施設サービス費分は、国庫負担金15%、京都府負担金が17.5%、八幡市負担金12.5%、調整交付金(国)1.87%、残りは保険料です。

表1は、給付費の実績です。訪問介護や通所介護、通所リハビリなどの居宅サービスを利用している場合の費用と、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所(入院)している場合の施設サービス費に分けて記載しています。なお介護保険の財政に不足が生じたとき、府に設置された財政安定化基金から資金の交付・貸付を受けることができる仕組みとなっています。その基金に市町村が一定の割合で資金を拠出しているのが、財政安定化基金拠出金です。



<表4>第4期の第1号被保険者(65歳以上)の保険料

市の保険料の基準額は46,440円(年額)です。この基準額をもとに被保険者および被保険者の属する世帯の所得に応じて9段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者(※1)で、世帯全員が市民税非課税の人	46,440円 (基準額) × 0.5	23,220円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の入	" × 0.7	32,510円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	" × 0.9	41,800円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で本人の前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が80万円以下の入	" × 1.0	46,440円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税課税者がいる場合)で本人の前年の合計所得金額と公的年金収入の合計が80万円を超える人	" × 1.08	50,160円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超える人	" × 1.25	58,050円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	" × 1.5	69,660円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	" × 1.8	83,600円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	" × 2.2	102,170円

※1 老齢福祉年金とは、明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた人、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた人で、一定の要件を満たしている人が受けている年金です。

※2 合計所得金額とは「収入」から必要経費等を差し引いた所得の合計額です。

第3期介護保険事業の概要

◆問い合わせ 高齢介護課

介護認定者の推移

<表2>高齢者人口と要支援・要介護認定者の推移

年 度	総人口	第1号被保険者数(65歳以上人口)	高齢化率	要介護認定者数	認定率(第2号被保険者除く)
20年度	74,040人	14,893人	20.11%	2,315人	15.5%
19年度	73,651人	14,106人	19.15%	2,186人	15.5%
18年度	73,877人	13,392人	18.13%	2,090人	15.6%

表2は高齢者人口と介護保険の要支援・要介護認定者数の推移です。高齢化率は、平成18年度の18.13%から平成20年度では、20.11%と上がっています。これと比例して、要支援・要介護の認定者数も上昇していますが、認定率は横ばいです。

地域支援事業費の実績

<表3>地域支援事業費の実績

年 度	介護予防事業費	包括的支援事業・任意事業費	地域支援事業費	上昇率
合 計	4,217万円	1億1,558万円	1億5,775万円	
20年度	2,385万円	4,606万円	6,991万円	48.0%
19年度	1,046万円	3,677万円	4,723万円	16.3%
18年度	786万円	3,275万円	4,061万円	—

表3は地域支援事業費の実績です。この事業は、平成18年度に創設された事業であり、高齢者が要支援・要介護状態になる以前から介護予防の推進を図るもので、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスを提供しています。この事業の内、包括的支援事業および任意事業分の財源は、グラフで示している給付費のような第2号被保険者の負担がなく、その分は国・府・市の負担になっています。

65歳以上の保険料

下の図は、第1号被保険者の介護保険料の計算式です。保険料は所得によって表4の各段階のとおり算出します。保険料の基準額は、3年間で必要とされる介護サービス給付費を賄えるように算出しています。市の第4期(平成21年度～23年度)の基準額(第4段階)は月3,870円(年額4万6,440円)です。

なお、第2号被保険者の介護保険料は、加入している健康保険組合等によって決まります。

65歳の人(第1号被保険者)の保険料(第4期)

$$\text{八幡市で必要なサービスの給付費の見込み} \times 65歳以上の人の負担分(20\%) \div 65歳以上の人の数 = \begin{array}{l} \text{八幡市の保険料基準額(月額)} \\ \text{第1期 2,700円} \\ \text{第2期 3,260円} \\ \text{第3期 3,930円} \\ \text{第4期 3,870円} \end{array}$$

(所得段階調整)